

平成24年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成24年12月11日(火曜日) 午前10時開会

※開議宣告

日程第1 第62号議案から第82号議案まで及び第2号報告
質 疑
委員会付託

副 市 長 鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長

野 村 信 隆
市参事兼税務課長 安 東 良 介
市参事兼農林振興課長 井 上 晃 一
総 務 課 長 安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長 佐 藤 之 則
企画情報課地域・文化推進室長

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

藤 重 深 雪
財 政 課 長 甲 斐 智 光
市 民 課 長 山 田 真 一
保 険 年 金 課 長 佐 藤 清
子育て・健康推進課長 植 田 克 己
環 境 課 長 都 甲 賢 治
商工観光課長 安 田 祐 一
農地整備課長 榎 本 久 光
建 設 課 長 筒 井 正 之
都 市 建 築 課 長 河 野 義 雄
上 下 水 道 課 長 中 尾 勉
福 祉 事 務 所 長 尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

○出席議員（19名）

1 番 土 谷 信 也
2 番 近 藤 紀 男
3 番 成 重 博 文
4 番 安 達 隆
5 番 山 田 秀 夫
6 番 松 本 博 彰
7 番 中山田 健 晴
8 番 河 野 徳 久
9 番 明 石 光 子
10 番 土 谷 力
11 番 村 上 和 人
13 番 安 東 正 洋
14 番 北 崎 安 行
15 番 川 原 直 記
16 番 河 野 正 春
17 番 山 本 博 文
18 番 菅 健 雄
19 番 徳 永 浄
20 番 大 石 忠 昭

後 藤 三 利
消 防 長 後 藤 勲
総務課 課長補佐兼総務係長兼秘書広報係長

後 藤 史 明
総務課 人事・法規係長 丸山野 幸 政
教育庁

教 育 長 河 野 潔
総 務 課 長 渡 邊 和 幸
学 校 教 育 課 長 瀬 口 卓 士

○欠席議員（1名）

12 番 鴛 海 政 幸

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 河 野 真 一
庶 務 係 長 次 郎 丸 浩 一
議 事 係 長 岩 本 力
主 任 西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永 松 博 文

○議長（河野正春君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第1、第62号議案から第82号議案まで及び第2号報告を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。質疑及び質問に関して、20番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） おはようございます。2番、近藤紀男でございます。通告に基づき議案質疑を行

12月11日

います。

第76号豊後高田市空き家等の適正管理に関する条例の制定について何点かお尋ねいたします。

この空き家等の適正管理条例につきましては、私、昨年12月議会、そして本年6月議会とこれまで2回質問を行ってまいりました。その際、市長から空き家の活用とともに条例制定は必要であるとの前向きなご答弁をいただいておりますが、いち早くこうした条例案の提示をいただき、皆様のご尽力に敬意を表するところでございます。

国内でもこうした条例を定めるところはまだまだ少ない中で、この問題の大きな壁になっておりました個人所有権、財産権に大きく踏み込んだ危険空き家の実態調査や、立ち入り調査、審査会の設置、さらには危険空き家の撤去等に際しての支援策なども盛り込まれた先進的な条例であると思っております。条例案を熟読し、何点か確認したい点がありますので質問を行います。

まず1点目でございますが、第15条の危険空き家を解消するために必要な措置を講じるものに対し、別に定めるところによりその費用を支援することができることとされておりますが、このことは危険な廃屋等の撤去を示しているものと考えますし、その対象となる建築物もさまざまであろうと思っております。支援に際してどのような規定や支援額をお考えなのかお尋ねいたします。

次に、さきの6月議会で空き家の所有者が所在不明となっているもの、所有者の情報が全くわからない家屋等が47件あり、中には所有者がわかっても死亡している事例もあり、まだ十分に把握できていないとのことであります。こうした空き家の中で、危険と思われるものの対策は、今後どのようにしていくのか、この点もお尋ねいたします。

最後の質疑でございますが、長期間空き家となることがわかっている建物の事前の届け出と申しませうか、その義務であります。ここまでこの条例にうたっていいのかどうか、私もはっきりわかりませんが、例えば両親等が高齢で亡くなり、その遺族、子供さん等になろうかと思っておりますが、遺族が県外に住んでいて、もうこちらには帰ることがない、住む人もいない、今後数十年もしくはそれ以上放置されることが確実となる建物の届け出、その義務についてであります。

届け出を受けていれば、本条例に基づいて何か問題があれば所有者を探すことから始めることなく、

すぐに対応ができるものと思っておりますし、また現在の空き家問題の現状を見ますに、こうしたことも行政側も知っておく必要があるのではないかと考えるところでございます。この点、どのように考えるかその見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、第76号議案、豊後高田市空き家等の適正管理に関する条例についてお答えをいたします。

本条例につきましては、これまで議会でもご議論いただきました空き家の問題に対処していくために、空き家等の所有者の責務を明確に規定するとともに、その適正管理を図るために提案させていただいたものでございます。

議員ご質問の費用の支援につきましては、これまで他市の状況等を調査してきた中で、指導、勧告といった行政指導だけでは解決しない案件があることや、空き家に対する問題意識はあるものの、撤去費用が高額であることが原因ですぐに対処できないといった課題があることを踏まえ、それらを解消するために本条例に規定したものでございます。

その内容につきましては、基本的に危険空き家を全て撤去するものを対象にしていきたいと考えておりますが、金額等支援の具体的なことにつきましては、新年度予算にあわせて提案をしてみたいと考えております。

次に、所在不明となっております空き家のうち、危険と思われるものの対策につきましては、家屋だけではなく土地の所有者の把握や、近所の方の話を聞くなど、再度詳しく調査を行い、対処してまいりたいと考えております。

次に、事前の届け出の件についてお答えいたします。

空き家になる可能性がある物件の情報を事前に得ておくことは、危険空き家になる前に早目に対処できることや、有効活用の面から重要であるとは考えております。しかし、空き家の状況の捉え方は、所有者によってそれぞれ違いますので、義務ということではなく情報提供ということで受けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 詳しくご説明をいただきましたので、再質問ではございませんが、今ご答弁ありましたようにこの空き家、廃屋等の問題につきま

しては、さまざまな事案が絡んで、手間も暇もかかる大変な部分もあるかと思いますが、本市の空き家の活用とともに、本条例に基づいて指導や対策がしっかり行われるように期待をいたします。

これで質問を終わります。

○議長（河野正春君） 議案質疑を続けます。

5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） 5番、山田秀夫でございます。通告に基づきまして、議案質疑を行います。

第81号議案、豊後高田市教育振興特別奨学資金条例の制定についてお尋ねをいたします。

まず、予算議案から見ますと、本奨学金は寄附金ということのようですけれども、寄附者や寄附の趣旨等はどういうものなのでしょうか。寄附者の意向もあると思いますので、可能な範囲でご答弁をお願いいたします。

次に、奨学資金は奨学生に贈与する資金とされておりますが、育英会奨学金のように償還しなくてもよいということなのでしょうか。もしそうであれば条例案には毎年度2名以内に対し月額5万円ということになります。単純に計算すれば1人当たり年間60万円、3年間で180万円、これが2名の場合は360万円となります。そうすると、毎年360万円ずつ基金の原資は減る一方という計算になります。基金は14年程度しか存続しないこととなりますが、贈与とした考え方についてお尋ねをいたします。

次に、奨学生の資格は市内在住、高田高校入学、学業、人物ともに優秀、難関大学進学を志す者とあります。こうした要件を本人、保護者が1月中旬に決定して申請するというようになっておりますが、まず難関大学というのはどのような大学を示しているのか。また、生徒や保護者にはこのような制度をどのような方法で周知徹底を図ろうとしているのか。また、中学生の段階でそのような先まで判断が可能なのかについてのお考えをお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 第81号議案の奨学資金につきましては、私が初めご相談を受けましたので、私のほうからお答えし、詳細については担当課長に答えさせます。

まず、寄附者でありますけれども、寄附していただきましたのは市内の佐々木卓郎様でございます。寄附の趣旨といたしましては、ご本人から将来を担

う高い志を持った子供たちを、地域で育てるために何か役立ててもらいたいというお話がありました。

現在、本市におきましては教育の町の取り組みによりまして、小中学校ともに県下トップクラスの成績を上げるまでになったものの、市内で学んだ高い志を持つ生徒が高等学校入学時には市外へ流出している状況であります。そうした生徒が、市内唯一の高校であります高田高等学校に進学し、夢の実現に向けて学んでくれることを私どもといたしましても強く願っているわけでございます。

そういうことから、本奨学金の創設につきましては、ご本人にご説明し、ご了解をいただいたところでございます。せっかくこのような高額なご寄附をいただきましたことから、この奨学金の名前に佐々木様のお名前を入れたいと、そういうお話をさせていただきました。しかしながら、ご本人から金額的にもそれほどの額ではないし、その点についてはご遠慮いたしたいとのご返事がありました。

また、もう一つこの資金は贈与であるため、年々基金が減少し、いつかはなくなることとなりますが、個人名を入れないことによって後々この資金の目的に賛同していただける方から、ご寄附があればこの奨学資金も続けていくことができるのではないかと、この佐々木様のご本人のお考えもありましたことから、この名前にいたしましたところでございます。

市といたしましても、本当にありがたく大変感謝しておりますし、今後は有効に活用させていただきたいと考えているところでございます。また、高田高等学校におきましても、子供の進学のために現在、非常に頑張っておられますし、私ども高田高校後援会も県に対して進学のレベルを上げるためにいろんな方策、いろんなことを要求をしております。そういうことの中で、この奨学資金がなくなる前に高田高校が、難関大学を目指す子供たちが行きたい学校になってくれることを願っているところでございます。

そういうことで、その他につきましては担当課長に答弁させます。

以上です。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、瀬口卓士君。

○教育庁学校教育課長（瀬口卓士君） 山田議員の第81号議案についてのご質疑にお答えいたします。

議員ご質問の奨学資金の償還についてでございますが、本資金は贈与するものでありますので、償還

の必要はございません。

次に、奨学資金を贈与とした考え方につきましては、寄附者の方のお考えである志の達成に向けての教育資金として有効に活用していただくため、贈与といたしました。この資金が贈与となれば、基金からの支給に限りが想定されますが、寄附者の方の思いにもございましたように、今後この資金の目的に賛同していただける方のご寄附を継続して受けていくことで、資金の存続ができるものと考えております。

次に、奨学生の資格についての難関大学についてお答えいたします。

この難関大学につきましては、選考委員会の中でその指定を審査してまいりたいと考えております。また、生徒、保護者への周知の方法ですが、市内の中学校を通じて周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、中学生の段階での判断についてであります。今回の申請には在学校長の推薦が必要となりますので、保護者を含めた面談の中で十分ご相談をしていただいた上で、申請をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） それでは再質問を行います。

今、学校教育課長の答弁では贈与だから返済の必要はないというふうにお答えがありました。この条例の中に、まず奨学資金を受けているものが休止及び廃止になった場合は、今までの資金をいただいた資金は、これも返済しなくてもいいのかどうか、それについてをまず1点。

次に、未来を担う大切な人材育成のための制度でありますので、意義あるものだと私も思いますが、さっき言われた決定過程も含めて、本制度に対する変な流言等がないよう一定の情報公開などを本制度の公平性、客観性を担保にする必要性について、その辺をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（河野正春君） 学校教育課長、瀬口卓士君。

○教育庁学校教育課長（瀬口卓士君） 山田議員の再質問にお答えいたします。

奨学資金を受けている者が、贈与の休止及び廃止になった場合の資金の返還についてでございますが、奨学生本人や家庭等においてやむを得ない事由の場

合を想定しているものでありますので、基本的には償還は求めないものとしております。

次に、奨学生の決定につきましては、議員のお考えどおり公平性が図られることは当然のことだと思います。選考にあたってはそういうことがないように実施してまいりたいと考えておりますし、情報公開についても市情報公開条例に基づき対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解よろしくお願いいたします。

（○5番（山田秀夫君） 終わります。）

○議長（河野正春君） 議案質疑を続けます。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石でございます。

議案質疑を行いたいと思いますが、最初は62号の一般会計の補正予算について何点か質疑をします。

最初は、農林振興費197万のこの事業内容と事業時期など説明をしてもらいたいと思います。

次は、建設費の城台団地の整備委託料という形で863万円提案されておりますが、工事請負費でなくて委託料ということなので、設計委託かなとも思われるんですが、この事業内容、工期について説明してもらいたいと思います。この排水工事、中身は暗渠を入れて排水工事をするということのようなんですけれども、今の中学校のグラウンドのところから旧六郷園を通って向鍛冶屋地区に行く市道がありますが、そのところから新築の野田地区に向けて今排水路がある、この暗渠が大きいと思うんですけれども、工事するのは地元からの要望はあそこの市道の横に住宅が並んでいるんですけど、その下にその住宅の裏側の排水路なんですけども、そこが臭い、草が生えておごとやと、同じやってくるんなら、下からじゃなくて上の部分からやってくれという要望がありますので、ぜひそうしてもらいたいと思いますけど、それがどう考えるか説明してください。

次が、それとの関連で今の、前回は質問をしましたが、新しい団地から国道213号線に通ずる道路の整備が必要じゃないかと思うんです。前、あの下の野田地区といいますが、あそこの圃場整備をするときに私もその問題を議会で議論したことがあるんですけども、なかなか農業サイドの問題なので受益者との関係があつてできなかったんですけども、今後団地を有効活用していただくためにも国道に向けての道路整備が必要だと思いますが、どう考えて

いるか、これは関連一般質問ですね。

それから、もう1点は先ほど言いました高田中学校のグラウンドのところからずっと坂の上の地区内を通過して、旧六郷園跡、これはこの市道ですが、ここまでは六郷園を水崎に移転するときの条件として、あの跡を団地にするためにそこまでの道路は一定量改良工事がされております。それから先、今の買収している団地の横を通過して向鍛冶屋地区の本村のほうに行く道路ですね、ここが離合もできない状況なので、新しく団地をつくった場合、団地の方々もそちらの道路を使用することにもなりますので、本道は本道でありますけど。この際、あれだけの予算を突っ込んで団地をつくるからには、公共工事として高田中学校のグラウンドから今の市道の改良工事をすべきではないかと思いますが、どうするのか示してください。

次が、古代文化公園の整備事業で210万円提案されておりますが、この事業内容について。

それからあと災害復旧工事なんですが、農地災害、農地施設災害で2件の予算が提案されておりますが、市の市道などの公共工事では受益者負担がないんですけれども、この農業関係の災害工事は受益者負担が伴う事業であります。やっぱこういう今の農業情勢が非常に厳しくて農家の経営大変なときに、災害があったからといってこれに復旧工事で地元負担がかかるというのは大変なことなんだと思うんですね。だから、地震などでやられた場合は受益者負担は全くないんですけども、激甚地指定になっても一定量受益者負担がありますが、今回のこの2件の農業災害復旧工事については、どれだけの受益者負担になるのか、なるべく軽くしてもらいたいと思いますが、説明してもらいたいと思います。

次が工期の問題、いつからいつまでが工期で、地元の中小土建業者についても仕事がないときなので、断固として市内優先で業者を指名に入れてもらいたいと思いますが、どうなのか。

次が、河川や市道の復旧工事についても工期や、発注する業者を地元優先でやるべきだと思いますが、その見解を求めます。

次が、69から72号議案の市営住宅関連の管理費の問題なんですけれども、今回、大分市の大分県住宅供給公社と契約するという事なんですけれども、その業務内容や経費などについて説明をしてください。

あと、犬田団地建設に伴う用地買収費、用地の契

約議案が出されておりますが、単価の根拠や今買収すべき面積がどの範囲で、なぜそういうことになったのか、市民にわかるように説明してください。

それから、あと関連一般質問で、その犬田団地の建設の概要、どういう規模のもので、いつごろからかかって、いつごろには完成して活用できるというように考えているのか、説明してもらいたいと思います。

次が、76号議案で先ほど質疑がありましたが、私からも1つはこの条例制定にあたって、年々条例制定の市が大分県内でも全国でも生まれてきておりますけれども、空き家が個人所有ということもあって、いろいろ問題点もあって、それぞれ研究が重ねられているようですが、豊後高田の場合は大分県でも早いほうに制定することになりましたので、先進地の事例も調査をされているようですけれども、どういう点を先進地のよい部分を豊後高田の条例に生かしたのか、その辺の内容を説明してもらいたいと思います。

次が、空き家調査についてはこれまでも雇用促進事業などを通じて調査を始めてきているんですが、本当に今の現状から見て地域に被害を与える、今撤去しないと大変なことになるという、やはり緊急に撤去が求められているような空き家の現状というのは現在、一番近い現在でどれくらいあるというように把握されているかどうかですね。

次が、費用助成については、今、先ほどの答弁では新年度までに基準を決めて予算も決めるということなんですけれども、あなた方が調査された中で、他の市の状況でこれやったら参考になるな、高田でもこういう助成をすることが一番有効だなというようなことがあれば、それも説明してもらって、そういうことも生かして来年度予算に、もう予算策定段階ですからね、生かしていくということがあれば説明してください。

最後には、選定委員について、市長が特に認める人とかいう項が入っているんですけども、基本的にはどういう方々で選定して構成するのか、その方々は業務としては空き家の現状、現場調査するとか、あるいは地権者にも直接あって話をするとかいうとこまでやるのか、その市民にわかるように新しくできるこの委員会については、どういう役割を果たすのかという説明をしていただきたいと思います。

最後に81号議案なんですけど、いろいろ今説明がありましたのでもう1回私にできる答弁をしてもらっ

12月11日

たらあと再質問でやりたいと思いますけれども、私は一言でいうならば業務内容、この事業を制定する経過や目的や事業効果などについて説明してもらいたいんですけども、ダブるかと思いたすけれども特に事業効果については余り説明がなかったのので、その辺説明していただきたいと思いたす。

○議長（河野正春君） 地域総務二課長兼水産・地域産業課長、後藤三利君。

○地域総務二課長兼水産・地域産業課長（後藤三利君） 第62号議案、長崎鼻産植物油6次産業化推進事業についてお答えします。

現在、長崎鼻では地元のボランティア団体を中心となり、耕作放棄地を有効活用した広大な花畑を整備しており、花の岬として市内の観光名所となっております。特に春の菜の花や夏のヒマワリには、その規模やロケーションのよさから県内外から多くの方が訪れております。

また、この活動は花の観賞のみにとどまらず、花の種実から搾油した植物油の販売を行っており、今年オープンいたしましたレストランフィオーレでも料理に使用しております。こうした取り組みはことしのフードアクション日本アワード2012で高く評価され、流通部門で優秀賞を受賞しております。また、今年の全国花のまちづくりコンクールでも優秀賞を受賞しているところであります。

今回の事業は、全額国費であります緊急雇用創出事業を活用し、花畑の管理から植物油の商品開発、販路の拡大や植物油と地元食材を使った新メニューの開発などを行う予定となっております。近年、安全安心の国産食材が望まれるようになっておりますが、長崎鼻で生産されている植物油はまさしくこの流れに乗った商品であり、この事業を活用し特産品として普及、定着を図ることで、新たな雇用の創出また6次産業の推進を図れるものと考えております。事業期間については平成25年1月からの実施となっております。新年度においても引き続き事業実施する予定となっております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 建設課長、筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） それでは、第62号議案のうち、城台団地整備委託料及び河川、市道の災害復旧工事についてのご質疑にお答えいたします。

城台団地の整備につきましては、さきの第3回定例会で議員にご答弁申し上げましたように、都市計画マスタープランの見直しが完了した後の本年8月

に開発行為許可を県のほうに申請したところであり、許可につきましては、今月中にいただけることとなっており、今回提案しております補正予算の議決をいただきましたら、速やかに工事に着手してまいりたいと考えております。

本年度実施いたします事業内容につきましては、工期も限られている中で、来年度以降、造成に伴う土砂流出などの二次災害を防止し、安全かつ円滑に事業を進めて行く中で、調整池が完成するまでの準備行為といたしまして、まず仮設の沈砂池を整備し、これに接続する排水管の一部を埋設する一時防災工事を計画しております。

さらに、施工区域内の安全性を確保するため、周囲の防護策の設置も行うものとしております。なお、本格的な排水路などの整備につきましては、調整池の完成後順次着手してまいりたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

次に、災害復旧工事についてですが、本年6月の梅雨前線豪雨と台風4号による道路災害が1件、7月の梅雨前線豪雨による道路災害が3件と、河川災害が1件の計5件について被災した土木施設を復旧するものであります。今回の補正予算の議決をいただきましたら、速やかに市内業者に工事を発注し、年度内の完成を考えております。

最後に関連一般質問についてお答えします。

ご質問の城台団地建設に伴う国道213号までの道路整備についてですが、現時点においては城台団地整備事業で整備いたします幹線市道から既存の市道、向鍛冶屋区内線、田福入津線を経由して国道に接続するように考えております。また、開発区域内と隣接する既存市道の整備につきましては、新たな測量や開発区域内の形状変更も発生し、現状としては困難であります。なお、新たに整備いたします団地内道路との取り合わせ部分につきましては、有効に活用していただくため、拡幅を計画しているところであります。

続きまして、第69号議案から72号議案までについてのご質疑にお答えします。

さきの第3回定例会において、市営住宅、豊後高田新婚さん応援住宅、定住促進空き家活用住宅及び立地企業従業員用住宅につきましては、管理代行制度、指定管理者制度の導入の承認をいただいたところであります。

すでに、公営住宅につきましては、大分県住宅供給公社を管理代行者として決定しておりますので、

残りの改良住宅など58戸、そしてハピネス・ステージ12戸、虹いろ住宅3戸、従業員用住宅8戸、計81戸につきましても大分県住宅供給公社を指定管理者として指定し、住宅管理の一元化を図るものであります。

事業内容につきましては、第3回定例会において議員にご答弁いたしましたように、入居者の募集や入居者の各種届け出の受け付け、家賃の収納、苦情対応、施設の維持、修繕のほか、住宅敷地内の遊具の保守点検などについて専門的なノウハウを生かしながら、365日24時間体制で対応していただくこととなっております。また、指定管理料につきましては、お手元の資料にありますように、1年当たり516万9,000円で計画しております。

その内訳としましては、人件費などの一般管理費として236万1,000円、そして指定管理者に直接執行してもらうこととなる住宅の保守管理経費が280万8,000円となっております。なお、保守管理経費につきましては毎年度精算し、余剰金が発生した場合には返納していただくこととなっております。

この制度の導入による事業効果につきましては、本市における今後の住宅部門の一元化による効率的な組織管理体制の確立はもちろんのこと、指定管理者と管理代行者を同一事業者とすることで、公社職員の適正配置も可能となり、サービス水準の向上と入居者間の公平性が確保でき、何よりも専門的なノウハウを活かした滞納者に対する法的措置的確な運用による収納率の向上が見込まれております。

今後につきましては、大分県住宅供給公社と連携を図りながら、効率的かつ効果的な住宅管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、第75号議案についてのご質疑にお答えします。

今回の犬田団地整備事業の実施に伴う用地取得にあたり、本年6月に不動産鑑定を実施し、単価の決定をしたところであります。ご案内のように鑑定結果につきましては、標準地で1平米当たり1万1,300円でありました。

続きまして、開発区域の決定根拠についてお答えします。

これまでも議員にご答弁申し上げておりますように、犬田水崎線道路改良事業の計画段階において3,000平米を超える筆界未定地の解消が必要となり、そのためにはその全筆購入とともに、開発行為許可

の必要が生じたところであります。

そして、関係者との交渉を重ねた結果、地元の長年の懸案であった荒廃した筆界未定地の解消ができたことや、さらには地域の皆さんの総意として、ぜひともこの機会に道路用地以外の荒れ果てた遊休地や中断している道路用地も有効にこの地域全体を活性化してもらいたいとのご意見をいただいたところであります。

あわせて、本市の定住施策の重要な拠点として、この地域の地理的な特性を生かした宅地開発についてもご理解をいただきましたので、地元の皆さんのご意見も勘案し、開発行為を設定したところであります。

次に、関連一般質問の犬田団地の建設計画の概要についてお答えします。

犬田団地の整備につきましては、先ほど申し上げましたように開発行為の許可手続が必要になることから、先月県に許可申請書を提出したところであります。

今後、開発行為の許可が出ましたら、まず幹線道路である市道犬田水崎線の改良工事に着手することとしておりますが、造成工事などを含めた全体事業の完成時期につきましては、本市の定住対策の一貫としてこの地域が中津、宇佐、大分方面のベットタウン的なものと考えておりますが、今後城台団地の販売状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

また、団地内の用途区分につきましては、分譲地や公共賃貸住宅で計画をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長兼地域総務一課長、渡邊和幸君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長（渡邊和幸君）

それでは、第62号議案のうち、古代文化公園活用整備事業についてお答えをいたします。

本市には、六郷満山文化を代表する貴重な遺産が市内随所に点在をしております。また、国東半島は全国的に有名な石造芸術の宝庫と称されておりますが、昨年度実施しました石造物の分布調査結果により、本市には5,000基を超える石造物の所在が確認をされております。

こうした中、全額国庫補助対象となる緊急雇用創出事業を活用し、専門のコンサルタントと文化財担当の市職員が共同して、石造物のうち、所有者が不

12月11日

明なものや所有者による管理が困難となっているもの、また所有者が市の管理を希望するものを対象として、地域との密接な関係を踏まえて、所有者、管理者等の意向を確認し、種類、年代、基数を分類精査をしたいと考えております。

石造物は設置された地域と密接な関係がありまして、その土地にあることが本来の姿ではありますが、この調査結果を活用し、古代文化公園の管理者であります大分県との将来にわたる石造物の盗難防止と適正保護、一括管理の有効性、そして移転展示による公園の充実等について協議、調整を今後してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 農地整備課長、榎本久光君。

○農地整備課長（榎本久光君） それでは、第62号議案のうち、農業災害復旧工事についてお答えいたします。

本年度の農業災害復旧工事費の内訳でございますが、農地災害1件と農業用施設災害1件の合計2件の農業災害復旧工事費を計上しております。

内訳といたしまして、農地災害復旧工事（67-1 大力）につきましては、7月11日から7月14日に発生いたしました梅雨前線豪雨によるもので、農地であります水田の畦畔側の石積みが崩壊したものでございます。

場所は大力の椎原地区で、工事内容は延長5メートル、のり長2.9メートルで、ブロック積み面積14.5平方メートルの施工となっております。工事費につきましては、70万円を計上しております。負担率につきましては、激甚災害により特別財政援助法の適用を受けますので、国庫負担率は85.9パーセントで、地元負担率は14.1パーセントでございます。

次に、農業用施設災害復旧工事（67-51 西新町）につきましては、6月23日から6月25日に発生しました梅雨前線豪雨によるもので、農業用施設であります排水路の側壁部が崩壊したものでございます。

場所は、西新町の浦田排水路で、工事内容は排水路幅70センチのU字溝、延長25メートルの施工となっております。工事費につきましては150万円を計上しております。負担率につきましては、同様に激甚災害により特別財政援助法の適用を受けますので、国庫負担率は91.1パーセントで地元負担率は8.9パーセントでございます。

2件の農業災害復旧工事の工期につきましては、1月に発注を行いまして、3月15日に完了の予定をしております。また、工事の発注につきましては、地元業者に発注する予定でございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、第76号議案のうち、まず先進地の実績など活用についてお答えをいたします。

今回条例を提案するに当たりましては、他市に連絡をとりまして、現状や課題の話を聞くなどして参考にしてきたところでございます。その中で空き家対策におきましては、指導、勧告といった行政指導だけでは解決しない案件をどう解決していくかといった実効性の課題があります。その解決策といたしまして、費用を支援することで問題を解消している事例がありましたことから効果があるのではないかと判断し、本市におきましても条例で規定したところでございます。

なお、その具体的な内容につきましては、先ほど近藤議員にお答えをいたしましたとおり、新年度予算にあわせて提案をさせていただきたいと考えております。

次に、現状把握についてお答えをいたします。

活用が難しい空き家の件数につきましては、これまでの議会でご答弁申し上げてきました237件という数値が基本となっております。そのうち緊急に対応しなければならない危険な空き家かどうかの詳細な調査までは現在行っておりませんが、倒壊して近隣に影響を及ぼすかもしれない空き家等につきましての情報が、ことしになって数件寄せられております。これから新たにこういったこともふえてくるのが想定されますので、今後市民の皆様からの情報提供等を受けながら、現状把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家等適正管理審査会委員の選任基準につきましては、幅広くさまざまな角度から検討していただくために、民間から学識経験者や消防団長を委嘱するほか、市職員との行政関係者を選任していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、瀬口卓士君。

○教育庁学校教育課長（瀬口卓士君） 大石議員の第81号議案についてのご質疑にお答えいたします。

これまでの経過につきましては、市長からの山田議員への答弁にございましたように、寄附者ご本人から将来を担う高い志を持った子供たちを地域で育てるために何か役立ててもらいたいという話があり、今回の特別奨学資金の条例の提案であります。

この事業の効果につきましては、中学校までに市内で学んだ高い志を持つ生徒が、高校入学時に市外へ流出している状況に一定の歯どめがかかり、選ばれる学校としての高田高校の内容の充実に資するものと考えております。

その目的といたしましては、現在、本市において、地域の将来を担う高い志を持つ次代の若者を育成するとともに、市内における充実した教育環境を将来にわたって堅持することを目的といたしております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 再質疑をいたします。

時間があと25分ですので、城台団地の整備事業について、委託料とあるので設計委託料かなと思ったんだけど、そうじゃないと。今説明した内容が、工事費じゃなくて委託料ということは何なのか。その根拠をちょっと、説明してもらえませんか。

それから、今後、説明書には排水工事となっているけれど、暗渠排水工事になっているでしょ。暗渠排水工事をやるとなると、私が先ほど指摘したように、上のほうの環境整備との関連でも暗渠が上のほうを早く入れてもらったと思うんですけど、それがどうなのか。

それから、213号線までの道路整備は、とりあえず向鍛冶屋、入津線を使うということなんだけども、後、既存の市道は困難と言われたんですが、一般的に考えてみても、地元がやあやあ言うか言わんは別として、あれだけの5町5反の用地を買収して団地をつくとすると、この際、今の既存の道路を整備するちゅうのはもう当然のことやないですかね。市長、どう思いますか。あなたのご親戚も坂ノ上におりますが。前の六郷園の跡地を売り出すためにも道路改良した。今度あれだけ新しい団地をつくるのに、既存の道路をあたらんでよいということになりますかね。一般的常識が疑われる問題でしょ。何か一部拡幅するということはどういうことなんですか。市民にわかるように説明してもらえませんか。やはりあそこは高田中学校の生徒が体を鍛えるために、教育長そうでしょ、ずっと年間通じて坂ノ上から田福を回って、向鍛冶屋を回って、トレーニングして

いますわね。相当量生徒が歩くんですよ。あそこの一部ちょうど、今回団地化する横のぎりぎりのところが一番狭くて、車が来たら中学生が離合できない状況でしょ。車と中学生が走るの離合できますか。その辺も離合、わざわざ市が買収している土地を一部出して市道拡幅に使わんちゅうのは、もう常識から考えられないことなんですよ。地元がやあやあ言うか言わんかの問題じゃないでしょ。普通考えたら、それだけの5町5反を使って今後団地化していく、定住対策でやるとなれば、やっぱり隣接する道路を新しく入居した方々も通るわけですから、やっぱり整備をする。中学生のトレーニング道路としてもやっぱり必要だと思います。市長の見解を求めます。

次は、豪雨災害によって農地の分と農地施設の分で受益者負担が違うんですけど、今のところ、これは国の法律で激甚指定を受けたので国と受益者負担となっているんですよ。それでも各地の状況ちゅうのはまちまちなんですよ。それは市が受益者負担分を一部軽減するために独自助成することはできるわけよね。市の農業関係でもいろんな問題でやっているでしょうが。いろんな問題で独自助成したきたやないですか、今までも。だから、それは農地施設と農地では差がありますので、最低、農地についても施設と同じぐらい、その差額は市が助成とすることはできないのか、市長の見解を求めます。できないというなら根拠を示してもらいたい。

次が、犬田の団地の問題で、市道改良するんだけど、筆界未定地があるために周辺地域を買収するようになって、荒廃地もあわせてみんな買う。それが団地にするということは、基本問題は今までの説明で市の考え方わかるんですけども、市民にとってみれば具体的な問題なんですよ。ほんならそうはいうが、玉津団地も開発する、犬田も開発するというのが、どちらを選ぶかということになるんですよ。ある市の職員でも、玉津団地を当てにしとったけどできないために、もう民間住宅を買収したという例が最近あるでしょ。だから、やっぱり市民には広く、基本的には玉津団地を開発することにしたんだけど、たまたま今回道路整備との関係で犬田団地をつくることになったと。たまたまの問題ですわね。市の基本構想に掲げてあったわけじゃないんですよ。そうすると犬田団地については大体何区画ぐらいを分譲として売り出すんだ、あるいは貸し出すんだと、それはいつごろになるんだというぐらいなことを今、

示さないで、市道改良で特別に土地を急遽買うことになったただけでは。安い土地じゃないでしょ。坪4万円も超える土地を買うとなると、やっぱり市民にどういう活動をしていくんか、示すべきじゃないんですか。

それから、それを建設するまでには下水道が入っていないけれども、下水道についても犬田地域まで事業計画を変更していくんだということでも示していないと、市民は納得しないと思いますが、市長その辺どうですか。実際何区画ぐらいになる予定なんですか。分譲と貸し出すという点ではどれぐらい分譲、どれぐらい貸し出すという考え方なのか。入居する人は犬田がいいのか、城台団地がいいか、選ぶ権利があるんですよね。それを示してもらえませんか。

次は、空き家の問題で、大体今2回の前の議員と今の説明で基本的なことはわかったんですけども、委員の役割ですね。実際もう少し、ただ報酬もらうだけの委員では困りますので、どういう役割を果たすと。

それから、空き家の情報収集についても市民から情報を待っておるということやなくて、やっぱり緊急度の高いところについては、市の職員も市内全域におりますから、これについてはやっぱり市が助成費用がかかっても早く解体しないと大変なことになるよという件数。私なんかも宣伝カーで1年中回っていますから、大体よくわかりますよ。そう何十件もないでしょ。私の計算では二十五、六件はありますね、緊急のところ。そりゃ職員が見たら、地域に住んでいるから、この家とこの家はどうかせんと大ごとになるよ。国東でももっとひどかったですね、国東は。私よく国東にも行きますが。だから、そういうように一般論じゃなくて、こことこことこは今年度中に地権者の協力を得てやるんやと。こんだけ助成をするから、職員も一緒になって地権者と相談して、やっぱ解体するところは解体するという方法をとらないと、一般論では条例つくって一般論で解決するんじゃないかと、緊急のところを予算を組んで緊急にやると。そう何百件もないですよ。今すぐ壊さんとならんところは。そういう措置をとってもらいたいと思いますが、どうなのか。

最後に、81号議案のことで、教育長からちよつと答えてもらいたいんですよ。今高田の場合も奨励金制度があって、金額が低いためにこの議会でも議論になって、若干ふやしましたけど。今の私が思う

のは、本当に豊後高田市が教育のまちということになると、このもっと広く生活困窮者が活用できる奨学金そのものを額をふやして、これは貸し出し、返してもらう制度なんだから。あるいは高校の授業料も一定無償の方向になってだいぶ変わりましたけど、まだまだ教育長から見て、高田の教育を進めていく上で、やっぱ学費に困る方々に、今の高田市独自の奨学金制度を充実させるということのほうがもっと大事だと思うんですけど、その辺の見解。この制度はこの制度でやるが、来年度からは市の奨学金制度も見直して広く活用できるようにするというふうにしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

以上。

○議長(河野正春君) 農地整備課長、榎本久光君。

○農地整備課長(榎本久光君) 大石議員の再質問、市の助成はできないのかということについてお答えします。

農業災害復旧工事の市の負担についてでございますけれども、農業災害復旧工事費地元負担の徴収につきましては、豊後高田市災害復旧事業分担金徴収条例に基づいて、地元負担金を徴収しております。

激甚災害以外の農業災害復旧工事につきましては、暫定措置法による補助率となりますので、地元負担率も高くなっております。分担金徴収条例で、農業用施設災害復旧工事につきましては、国の補助金を除いた額の10分の5を、農地災害復旧工事につきましては、国の補助金を除いた額の10分の6を市が負担するようになっております。

今回、激甚災害による国の特別財政援助法の適用を受ける場合は、分担金徴収条例で市の財政負担は除外規定になっておりますので、今回の災害復旧工事につきましては市の負担の助成は考えておりません。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 建設課長、筒井正之君。

○建設課長(筒井正之君) それでは、大石議員の城台団地の整備事業について、まず委託料の件から説明申し上げます。

委託料につきましては、現在、大分県の土地開発公社に開発行為申請書を委託しているところでございます。そういうことで委託契約を締結した大分県開発公社と設計書の内容についても熟知していることから、今回開発行為の許可をいただきましたら、工事の経験もあり、現場監理においてもノウハウのある大分県供給公社のほうに工事の委託をしていた

だきたいというふうに考えております。

それと、次の環境整備の暗渠の問題でありますけれども、これは大変地元の皆さんにはご迷惑をかけておりますけれども、悪臭関係につきましては、そういうのを今回の造成の中で考えていながら、暗渠工事いろいろそういう工事の中で取り扱っていきたいと思いますけど、今回の事業につきましては先ほどご答弁申し上げましたように、まず完全な造成整備に入るまでの準備行為として、仮設の第一防災工事の調整池をつくりたいということの考えでありますので、よろしく願いいたします。

それと、国道213号からの既存の住宅地の市道の拡幅の一部ということでもありますけれども、先ほどこれもご答弁申し上げましたように、現在の市道で住宅地、要するに開発行為に隣接した住宅地の付近につきましては、大変狭いのは十分に認識しているところでありますので、その分については開発行為の中で取り合わせの部分で拡幅をしていきたいというふうに考えております。

それと、犬田団地の……城台を優先するのか、水崎を優先するのかというご質問でございますけれども、これは先ほども答弁しましたように、城台団地の開発行為の申請をもうすでにしておりますし、許可を12月にいただけるようになっておりますので、そちらの状況を見ながら、水崎地区の住宅については考えていきたいというふうに考えております。

それと、犬田団地の区画数については何区画かということでもありますけれども、現在、開発行為の申請も出してありますが、まだ審査中でありまして、はっきりしたことは申し上げられませんが、大体30区画程度で考えていきたいというふうに思います。

それと、下水道についてのご質問でございますけれども、下水道工事につきましては、その犬田地区につきましては開発、下水道区域に認定されていないということから、その認定の変更認可が必要になることから、現段階では認可の許可をいただくためには日数もかかって工事まで必要な日数も要しますし、現段階の開発行為の中では検討ができないものと思っております。

それと、下水道の設置に当たっては、皆さんの加入の問題もありますし、負担の問題もありますので、これからはそういった問題とか、そこに開発行為を拡張をしていくためには浄化槽上の拡張などいろいろな検討も必要になってくると思いますので、現段

階ではそういったものは考えておりません。合併浄化槽で対応していこうというふうに考えていますのでよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、私のほうから大石議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、審査会の委員の役割は何かということでもありますけれども、その条例の条文の第9条のほうに、所掌事務ということで、危険な状態になった空き家の認定、それから勧告、命令、支援、公表、こういったことを審査していただくのが主な仕事になると思います。調査というのがそこに入っておりますけど、調査につきましては第6条のほうで立入調査というものがありますので、現地の立入調査につきましては職員のほうがやりたいと思います。ここの審査会のほうに上がっています調査につきましては、審査にどうしても必要なものがあれば、そこで調査したいと思います。

それから、緊急度の高いこういった危険な建物についてはもう調査してはどうかという話でありますけれども、この点につきましては情報提供によるということでもありますので、市民の方々個人個人だけでなく、自治会のほうからも情報提供をいただきたいと思いますので、市民の方々につきましてはホームページや市報でお知らせをするとともに、自治委員さんと一層連携を図りながら、自治委員さんが多分地元のほうは詳しいと思いますので、実態の把握に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） 建設課長、筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） 先ほど、犬田の区画数の件で30区画と私申し上げましたが、20区画程度で計画しております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 私から大石議員の第81号議案の再質疑についてお答えをいたします。

この第81号議案につきましては、もうすでに市長、そして担当課長のほうからご答弁を申し上げましたとおりでございます。そして、今回は議案質疑ということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

12月11日

○20番(大石忠昭君) 議長、私が質問したことが議案質疑だから執行部が答弁ができない問題でしょうか。教育長として、この条例自身をどう見ますか。この条例は条例で私は良とするけれども、これだけの予算を市にいただいた寄附金をもとにやるわけだけでも、同時にあなたが教育長として今の教育現状見た時に、現在ある豊後高田市の奨学金制度を拡充したいと思いませんか。それがこの議案質疑だから答弁できないんですか。おかしいですよ、それは。教育のまちなんか語る資格ないですよ、それだったら。議長、答弁させてください。市長がとめることがおかしいやないかい。口とんがらかして何言いよらんかい、市長。教育に口を出すな。議長、もう少しやれます。こうなっているから高田がおかしくなってしまうんですよ。上向き上向きで、あしたも議論しますけれども。市長が何もかんも口を出してやるからね。もっと地についた教育やりましょ。え。私も家庭の事情で高校にも行きませんでした。大学どころか高校も行けなかったんですよ。だから、貧しい人の気持ちはわかりますよ。5,000万円使ってこういうこともいいけれども、教育長としては、それは佐々木卓郎さん、私は教育長やっているけれども、そういうことやなくて、こういうように使わせてもらえませんかという話だってできるはずでしょ。市長が……よりは。だから、あなたは今の高田の奨学金制度をどう見ているんですかと。これ整合性考えたら、私としてはこうしたいということはないんですか。来年度に向けて市の奨学金制度を拡充するという事は言えないんですか。言ってください。

○議長(河野正春君) 市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 今の話の中で、大石議員の話は、私は何も言ってないのに、彼に言ってないのに、いろいろ言うのはおかしいと思います。議長、とめていただきたいと思います。

○議長(河野正春君) 大石議員、注意して発言をするように。

(○20番(大石忠昭君) もう時間がないから発言しません。市長に言うことはない。……あしたやります。堂々とやります。)

○議長(河野正春君) これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第62号議案から第82号議案まで、及び第2号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それ

ぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 近藤紀男

〃 成重博文